

独立行政法人大学入試センター情報システムセキュリティ規則

平成28年3月25日
規則第4号

改正 平成29年3月31日規則第4号

改正 平成29年6月30日規則第16号

改正 令和2年3月31日規則第94号

独立行政法人大学入試センター情報システムセキュリティ規則

独立行政法人大学入試センター情報システムセキュリティ規則（平成22年規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）における情報システムの運用及び管理について必要な事項を定め、情報セキュリティの確保により、センターの保有する情報の保護を目的とする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「情報システム」とは、情報処理及び情報ネットワークに関わるシステムで次に掲げるものをいう。
 - イ センターにより所有又は管理されている情報システム
 - ロ センターとの契約又は他の協定によって提供される情報システム
 - ハ 情報ネットワークに接続する機器
- 二 「情報」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 情報システム内部に記録された情報
 - ロ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報
 - ハ 情報システムから出力された情報で書面に記載されたもの
 - ニ 書面から情報システムに入力された情報
 - ホ 情報システムに関係する情報で書面に記載されたもの
- 三 「ポリシー」とは、独立行政法人大学入試センター情報セキュリティ基本方針及び本規則並びに対策基準をいう。
- 四 「対策基準」とは、センターの保有する情報及び情報システムの情報セキュリティを確保するためにとるべき対策の基準をいう。
- 五 「実施手順」とは、対策基準に基づいて策定される具体的な手順やマニュアル、ガイドラインをいう。
- 六 「情報セキュリティ」とは、情報の機密性、完全性及び可用性を確保することをいう。
- 七 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。
- 八 「情報セキュリティインシデント」とは、情報セキュリティに関し、意図的又は偶発的に生

じる、法令及びセンターの諸規則に反する若しくは反すると思われる事象をいう。

(最高情報セキュリティ責任者)

第3条 センターに、最高情報セキュリティ責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、理事をもって充てる。

2 最高責任者は、センターにおける情報セキュリティ対策に関する事務を統括する。

3 最高責任者に事故があるときは、最高責任者があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

4 最高責任者は、情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した専門家を最高情報セキュリティアドバイザーとして置く。

(情報セキュリティ委員会)

第4条 情報セキュリティの確保のためにとるべき対策の基準等を審議するため、センターに情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 対策基準

二 対策推進計画

三 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティに関し必要な事項

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

一 最高責任者

二 試験・研究統括官

三 試験・研究副統括官

四 統括情報セキュリティ責任者

五 情報セキュリティ責任者

六 課室情報セキュリティ責任者

七 その他最高責任者が必要と認める者

(委員会の委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、最高責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(委員会の定足数及び議決)

第7条 委員会の定足数は、委員の過半数とする。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(情報セキュリティ監査責任者)

第9条 センターに情報セキュリティ監査責任者を置き、情報セキュリティ対策室長をもって充てる。

2 情報セキュリティ監査責任者は、最高責任者の指示に基づき、監査に関する事務を統括する。

(統括情報セキュリティ責任者・情報セキュリティ責任者)

第10条 各部に情報セキュリティ責任者を置き、部長をもって充てる。そのうち、情報セキュリティ責任者を統括し、最高責任者を補佐する者として、統括情報セキュリティ責任者を置き、総務

部長をもって充てる。

- 2 情報セキュリティ責任者は、各部における情報セキュリティ対策に関する事務を統括する。
(課室情報セキュリティ責任者)

第11条 各課等に課室情報セキュリティ責任者を置き、各部の情報セキュリティ責任者が指名する。

- 2 課室情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ責任者の指示により、各課等における情報セキュリティ対策に関する事務を統括する。
(情報システムセキュリティ責任者)

第12条 所管する情報システムに対する情報セキュリティ対策に関する事務の責任者として情報システムセキュリティ責任者を置き、情報セキュリティ責任者が指名する。

(情報セキュリティインシデント対応チーム)

第13条 センターにおいて発生した、情報セキュリティインシデントに対応する組織として、センターに独立行政法人大学入試センター情報セキュリティインシデント対応チーム（以下「大学入試センターCSIRT」という。）を置く。

- 2 大学入試センターCSIRTに関し必要な事項は、別に定める。
(役割の分離)

第14条 情報セキュリティ対策の運用において、次の各号に掲げる役割を同じ者が兼務してはならない。

- 一 承認又は許可事案の申請者とその承認者又は許可を行う者（以下この条において「承認権限者等」という。）
- 二 監査を受ける者とその監査を実施する者

2 役職員は、承認等を申請する場合において、自らが承認権限者等であるときその他承認権限者等が承認等の可否の判断をすることが不適切と認められるときは、当該承認権限者等の上司又は適切な者に承認等を申請し、承認等を得なければならない。

(更新)

第15条 ポリシー及び実施手順は、定期的に評価され、改善が必要と認められた場合は更新されなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。